

平 成 31 年 度

公共用水域及び地下水の水質の測定
に関する計画の概要

鹿 児 島 県

I 平成31年度公共用水域の水質測定計画について

1 測定計画の経緯等

- (1) 公共用水域の水質測定計画は、国及び地方公共団体の行う公共用水域の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき知事が作成することとされている。
- (2) 計画作成にあたっては、公共用水域の水質測定を実施している国土交通省、鹿児島市及び鹿屋市と協議し、調整を図っている。
- (3) 測定計画では、関係法令の改正に対応するとともに、水域の特性や利水状況等を勘案して、調査機関別に、測定地点、測定項目、採水回数等を定めている。

測定計画に係る主な経過

| 年度 | 特記事項 |
|----|---|
| 27 | (1) 鹿児島県実施の調査について見直しを実施 ア 調査回数（11河川12地点を見直し。） イ 調査地点（河川1地点で調査再開、湖沼2地点で調査休止。） ウ 調査項目（鹿児島湾流入9河川においてTOC、CODの測定を開始。要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド及びその他の項目の糞便性大腸菌群数を休止。） エ 健康項目のローリング調査（6年ローリング→5年ローリングに変更。） |
| 28 | (1) 調査地点の追加 ア 菱田川の水質保全対策の基礎調査として、菱田川上流域に調査点3地点を追加。 (2) 測定項目の追加 ア 川内川水域の富栄養化に関する現状を把握するため、クロロフィルa、磷酸態燐及びシリカの測定を開始。 イ 鹿児島湾の水質改善に向けた基礎調査として、鹿児島湾流入6河川においてCODの測定を開始。 |
| 29 | 調査地点や測定項目の変更といった特記事項無し。 |
| 30 | (1) 鹿児島県 ア 五反田川下流の測定回数を見直し イ 水生生物保全項目に係る要監視項目である4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4ジクロロフェノールについて、類型指定されていない海域における測定を休止。 (2) 鹿児島市 ア 同時分析で得られる項目等を全て測定数に追加 イ 脇田川1地点で1,4-ジオキサン及び同時分析で得られる項目を追加。 ウ 鹿児島市内河川における大腸菌群数、大腸菌数測定地点において、糞便性大腸菌群数を追加 |

2 測定計画作成の基本的考え方

- (1) 公共用水域の常時監視については、環境基準の類型指定を行った水域について、環境基準の達成・維持状況を把握することを基本とするが、そのほかに水質汚濁の概況を把握する必要があると考えられる水域についても実施するものとする。
- (2) 測定は、環境基準項目とするが、そのほかに利水状況や水域特性等の面から必要な項目についても測定を行い、水質状況を幅広く把握する。
- (3) 環境省が示した「水質モニタリング効率化指針」に基づき、調査頻度や調査地点の見直しを図り、的確かつ効率的な測定計画を作成する。

3 平成31年度水質測定計画の概要

(1) 調査機関

鹿児島県

国土交通省（川内川河川事務所、大隅河川国道事務所、鶴田ダム管理所）

鹿児島市

鹿屋市

(2) 調査対象水域

河 川 : 37河川43水域（類型指定済）、11河川（未指定）〔計 48河川〕

湖 沼 : 4湖沼4水域（類型指定済）〔計 4湖沼〕

海 域 : 8海域24水域（類型指定済）〔計 8海域〕

(3) 測定地点及び延項目数

| 調査機関 | 測定地点数 | 調査点 | | | 延べ項目数 |
|-------|--------------|--------------|------------|------------|--------------------|
| | | 環境基準点 | 監視点 | 調査点 | |
| 鹿児島県 | 133 (134) | 104 (103) | 20 (20) | 9 (11) | 7,759 (7,922) |
| 国土交通省 | 17 (17) | 8 (8) | 5 (5) | 4 (4) | 2,403 (2,395) |
| 鹿児島市 | 15 (15) | 9 (9) | 6 (6) | 0 (0) | 2,893 (2,893) |
| 鹿屋市 | 12 (12) | 0 (0) | 0 (0) | 12 (12) | 1,440 (1,440) |
| 合 計 | 177 (178) | 121 (120) | 31 (31) | 25 (27) | 14,495 (14,650) |

()書きは平成30年度

環境基準点：類型指定された水域を代表する地点として、環境基準達成状況の評価を行う地点。

監視点：環境基準点を補完するために調査を行う地点。

調査点：地域の水質概況や汚濁源の影響把握などのために、一定期間設ける地点。

(4) 測定項目

測定項目は、次のアからエの項目のうち、測定地点毎の利水状況や過去の検出状況に応じて選定。

ア 生活環境項目（生活環境の保全に関する項目）

pH, BOD, COD等

[河川 8項目・湖沼 10項目・海域 10項目]

イ 健康項目（人の健康の保護に関する項目）

カドミウム, ジクロロメタン, チウラム, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等

[河川 26項目・湖沼 27項目・海域 23項目]

ウ 要監視項目（現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される項目。）

クロロホルム, イソキサチオン, トルエン等

[河川 31項目]

エ その他の項目（上記以外の項目で測定の必要性が認められる項目）

電気伝導度, 粪便性大腸菌群数, トリハロメタン生成能等

[河川 27項目・湖沼 13項目・海域 10項目]

(5) 測定回数

測定は、測定地点毎の利水状況や過去の検出状況に応じた回数を実施。

ア 生活環境項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

イ 健康項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

ウ 要監視項目

原則として、年1回の測定を実施する。

エ その他の項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

(6) 主な変更点

ア 鹿児島県

(ア) 測定回数の変更

大淀川上流、米之津川等北薩河川、五反田川等西薩河川、万之瀬川等南薩河川においては過去5年、A類型相当の良好な水質測定結果であるため測定回数を年12回から年6回若しくは年6回から4回へ変更する。

(イ) 要監視項目測定を休止

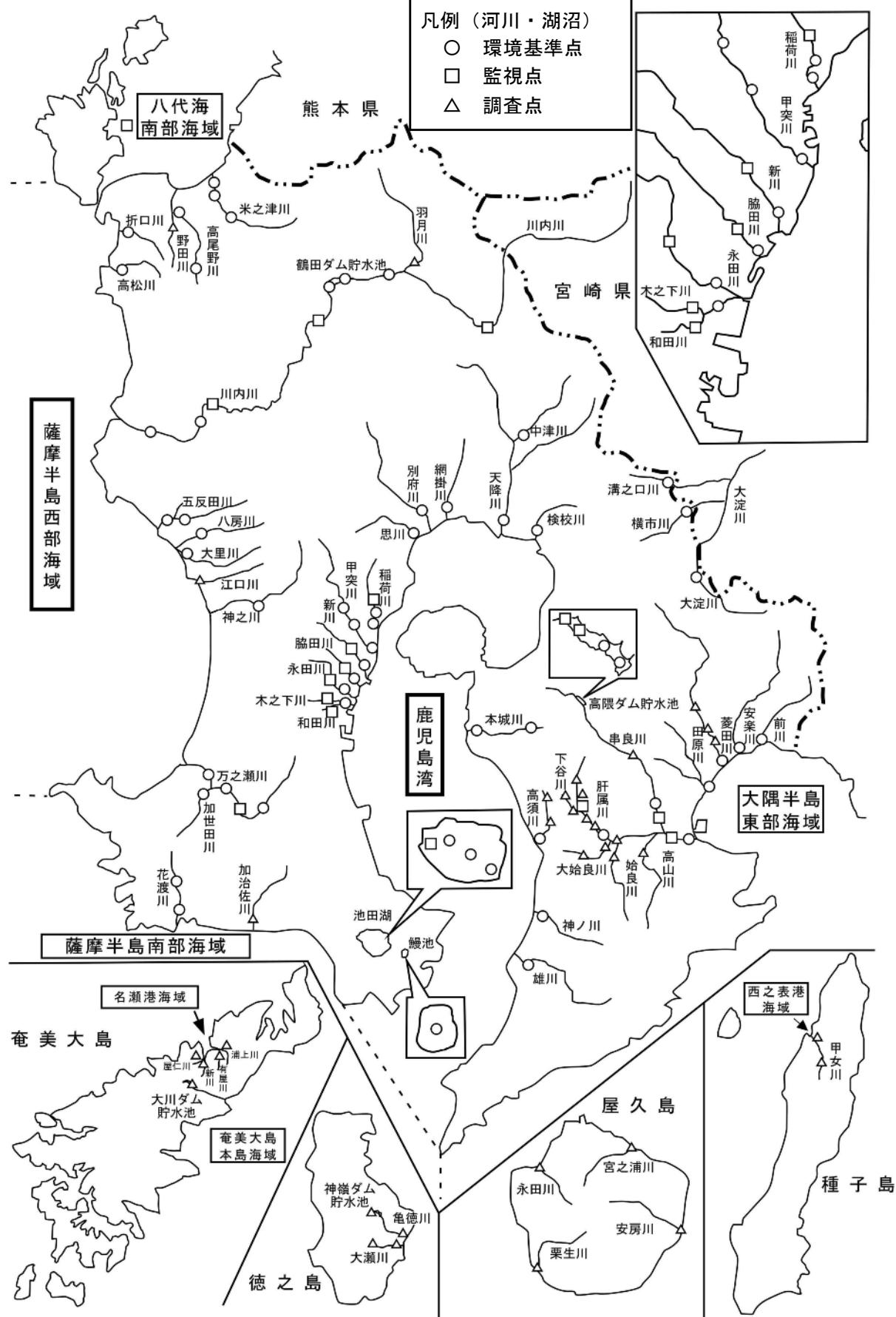
水生生物保全項目に係る要監視項目である4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、河川、湖沼いずれにおいても検出下限値以下であったため、測定を休止する。

(7) 水域別の測定項目等

| 水域 | 概要 | | |
|------|---------|------|--|
| 測定地点 | 48河川 | 88地点 | |
| 測定回数 | 1～12回／年 | 1回／日 | |
| 河川 | | | 生活環境項目 : pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数, 全亜鉛, ノニルフェノール, LAS [計 8項目] 健康項目 : カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン [計 26項目] 要監視項目 : ブラントス-1,2-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシン銅, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロルボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロルニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, 塩化ビニルモノマー, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン, クロロホルム, フェノール, ホルムアルデヒド, 4-t-オクチルフェノール, アニリン, 2,4-ジクロロフェノール [計 31項目] その他の項目 : COD, n-ヘキサン抽出物質, 全窒素, 全燐, 塩化物イオン, 電気伝導度, 栄養塩類 (アンモニア態窒素, 硝酸態窒素, 亜硝酸態窒素, 有機態窒素, 磷酸態燐), クロロフィルa, TOC (全有機炭素量), MBAS, 濁度, 粪便性大腸菌群数, トリハロメタン生成能, 2-MIB, ジオスミン, 総窒素, 大腸菌数, シリカ, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA, 17β-エストラジオール, エストロン, o,p'-DDT [計 27項目] |
| 湖沼 | | | 測定地点 : 4湖沼 11地点 測定回数 : 2～12回／年 1回／日 1～5層／回 |
| 測定項目 | | | 生活環境項目 : pH, DO, COD, SS, 大腸菌群数, 全窒素, 全燐, 全亜鉛, ノニルフェノール, LAS [計 10項目] 健康項目 : カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン, アルキル水銀 [計 27項目] 要監視項目 : なし その他の項目 : BOD, 栄養塩類 (アンモニア態窒素, 硝酸態窒素, 亜硝酸態窒素, 磷酸態燐), クロロフィル (a, b, c, T-), TOC, 濁度, トリハロメタン生成能, フェオフィチン [計 13項目] |
| 海域 | | | 測定地点 : 8海域 78地点 測定回数 : 2～6回／年 1回／日 1～4層／回 |
| 測定項目 | | | 生活環境項目 : pH, DO, COD, 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質, 全窒素, 全燐, 全亜鉛, ノニルフェノール, LAS [計 10項目] 健康項目 : カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, 1,4-ジオキサン [計 23項目] 要監視項目 : なし その他の項目 : SS, 塩化物イオン, 栄養塩類 (アンモニア態窒素, 硝酸態窒素, 亜硝酸態窒素, 磷酸態燐), クロロフィル (a, b, c, T-) [計 10項目] |

鹿児島県内の公共用水域水質測定地点

参考



参考**ローリング調査のグループ別水域(県実施分)**

※平成31年度は□部分

1 類型指定されている河川・湖沼・海域**(1) 健康項目**

河川8グループ、湖沼3グループ、海域5グループの計16グループを5ブロックに分け、5年でローリング調査する。

(表－1) 健康項目ローリング調査表

| 種 別 | 河 川 | 湖 沼 | 海 域 |
|--------|--------------|-------|-------|
| ブロック 1 | グループ1, グループ3 | | グループ1 |
| ブロック 2 | グループ2 | グループ3 | グループ2 |
| ブロック 3 | グループ4, グループ5 | | グループ3 |
| ブロック 4 | グループ6, グループ7 | グループ1 | グループ4 |
| ブロック 5 | グループ8 | グループ2 | グループ5 |

ア 河 川

- ・グループ1：米之津川(米之津橋), 高尾野川(出水大橋, 桜橋), 折口川, 高松川
- ・グループ2：五反田川下流, 八房川, 大里川, 神之川
- ・グループ3：思川, 別府川, 網掛川
- ・グループ4：天降川, 中津川, 檜校川
- ・グループ5：万之瀬川下流(万之瀬橋), 加世田川, 花渡川(花渡橋)
- ・グループ6：本城川下流(中洲橋), 高須川, 神ノ川, 雄川
- ・グループ7：田原川, 菱田川, 安楽川, 前川
- ・グループ8：大淀川上流, 横市川上流, 溝之口川上流

イ 湖 沼

- ・グループ1：池田湖(基準点2)
- ・グループ2：鰐池
- ・グループ3：高隈ダム貯水池(基準点2)

ウ 海 域

- ・グループ1：八代海南部海域(1)～(3)
- ・グループ2：薩摩半島西部海域(1)～(5), 薩摩半島南部海域
- ・グループ3：鹿児島湾(1)
- ・グループ4：鹿児島湾(2)～(7), 大隅半島東部海域(1)～(4)
- ・グループ5：西之表港, 名瀬港(1)(2), 奎美大島本島海域

(2) 水生生物の保全に係る環境基準項目

- ・生活環境項目 全亜鉛, ノニルフェノール, LAS

下記の河川, 湖沼を各々4グループに分け, 4年ローリングとする。

(表－2) 水生生物の保全に係る項目ローリング調査表

| 種 別 | 河 川 | 湖 沼 |
|--------|-------|-------|
| ブロック 1 | グループ1 | グループ1 |
| ブロック 2 | グループ2 | |
| ブロック 3 | グループ3 | グループ2 |
| ブロック 4 | グループ4 | グループ3 |

ア 河川

- ・グループ1 : 天降川, 檜校川, 本城川(内之野橋下流, 中洲橋), 大淀川上流, 溝之口川上流, 横市川上流
- ・グループ2 : 高須川, 神ノ川, 雄川, 田原川, 菱田川, 安楽川, 前川, 万之瀬川(万之瀬橋, 花川橋, 両添橋)
- ・グループ3 : 米ノ津川上流, 米ノ津川下流, 高尾野川(出水大橋, 桜橋), 折口川, 高松川, 五反田川(上水道取水口, 五反田橋), 八房川, 大里川, 神之川
- ・グループ4 : 加世田川, 花渡川(上水道取水口, 花渡橋), 思川, 別府川, 網掛川, 中津川

イ 湖沼

- ・グループ1 : 鰐池
- ・グループ2 : 高隈ダム貯水池(基準点1, 2)
- ・グループ3 : 池田湖(基準点1~3)

2 類型指定されていない河川・湖沼・海域

(1) 生活環境項目(3年ローリング調査)

ア 離島河川

(表-3) 離島河川ローリング調査表

| 種別 | 河川 |
|-------|--------------------------|
| ブロック1 | 甲女川(天神橋), 大瀬川(新大瀬橋), 亀徳川 |
| ブロック2 | 安房川, 宮之浦川, 栗生川, 永田川, |
| ブロック3 | 新川, 屋仁川, 浦上川, 有屋川 |

イ その他の類型指定されていない河川

加治佐川(境橋), 江口川(河口) 野田川(宮田橋)

(2) 水生生物の保全に係る環境基準項目, 要監視項目(4年ローリング調査)

- ・生活環境項目 全亜鉛, ノニルフェノール, LAS

(表-4) 水生生物の保全に係る項目ローリング調査表(閉鎖性海域)

| 種別 | 海域 |
|-------|------------------------------|
| ブロック1 | 鹿児島湾(基準点1~4), 八代海南部(基準点2・3) |
| ブロック2 | 鹿児島湾(基準点5~8), 八代海南部(基準点4・5) |
| ブロック3 | 鹿児島湾(基準点9~12), 八代海南部(基準点6・7) |
| ブロック4 | 鹿児島湾(基準点13~16) |

3 その他項目(トリハロメタン生成能・TOC)

河川, 湖沼を3グループに分け, 3年ローリングとする。

(1) 河川

- ・グループ1 : 甲女川(榕城橋), 大瀬川(上水道取水口)
- ・グループ2 : 高尾野川(桜橋), 五反田川上流(上水道取水口)
- ・グループ3 : 万之瀬川下流(花川橋), 花渡川(上水道取水口)

(2) 湖沼

- ・グループ1 : 大川ダム貯水池(上水道取水口)
- ・グループ2 : 神嶺ダム貯水池(上水道取水口)
- ・グループ3 : 鰐池(基準点)

II 平成31年度地下水の水質測定計画について

1 測定計画の経緯等

- (1) 地下水の水質測定計画は、国及び地方公共団体の行う地下水の水質汚濁状況の監視測定を総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき知事が作成することとされている。
- (2) 計画作成にあたっては、地下水の水質測定を実施している国土交通省、鹿児島市及び薩摩川内市と協議し、調整を図っている。
- (3) 測定計画では、関係法令の改正に対応するとともに、これまでの調査状況を勘案して、調査機関別に測定地点、測定項目、採水回数等を定めている。

測定計画に係る主な経過

| 年 度 | 特 記 事 項 |
|-----|---|
| 20 | 地下水質モニタリング事務の処理基準の改正（平成20年8月） ・定期モニタリング調査のうち重要水域等の重点監視について概況調査の一部（「定点方式」と称す。）に分類し、汚染の継続監視については「継続監視調査」に名称を変更。 |
| 21 | 環境基準項目追加及び基準値の見直し（平成21年11月） ・塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンの追加。シス-1,2-ジクロロエチレンにかえて、1,2-ジクロロエチレンを指定。 ・1,1-ジクロロエチレンについては環境基準値を見直し。 |
| 23 | 環境基準の見直し（平成23年10月） ・カドミウムの環境基準値の見直し。（0.01mg/L→0.003mg/L） |
| 26 | 環境基準の見直し（平成26年11月） ・トリクロロエチレンの環境基準値の見直し。（0.03mg/L→0.01mg/L） |
| 29 | 環境基準項目の名称変更（平成29年4月） ・「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更。 |

2 計画作成の基本的考え方

地下水の常時監視調査は、環境省の「地下水質モニタリングの処理基準」に基づき、「概況調査（定点方式）、（ローリング方式）」、「汚染井戸周辺地区調査」及び「継続監視調査」の3区分で実施する。

測定は、利水状況や地域特性等を考慮して環境基準項目を中心に調査する。

なお、環境省の「水質モニタリング効率化指針」に準拠し、的確かつ効率的なモニタリングを継続して実施する。

| 調査区分 | | 目的 | | |
|------------|---------|--|--|--|
| 概況調査 | 定点方式 | 利水的に重要な地域等において濃度の推移等を把握するための調査。 | | |
| | ローリング方式 | 未把握の地下水汚染を発見するための調査。 | | |
| 汚染井戸周辺地区調査 | | 概況調査等で、新たに汚染が発見された場合に、その汚染範囲を確認するために汚染井戸の周辺地区において行う調査。 | | |
| 継続監視調査 | | 汚染地域について継続的に監視を行うための調査。 ・改善の確認。 ・汚染物質濃度の推移。 | | |

3 平成31年度水質測定計画の概要

(1) 調査機関及び測定地点数

()内は平成30年度計画

| 調査機関 | 測定地点数 | | | | 延べ項目数 | |
|-------|------------|------------|------------|------------|-------------------------------|--|
| | 概況調査 | | 汚染井戸周辺地区調査 | 継続監視調査 | | |
| | 定点 | ローリング | | | | |
| 鹿児島県 | 28 (23) | 18 (18) | 5 (5) | 34 (31) | 85 (77) 670 (655) | |
| 国土交通省 | 13 (13) | — (—) | — (—) | — (—) | 13 (13) 70 (70) | |
| 鹿児島市 | 7 (9) | 30 (30) | 0 (0) | 42 (38) | 78 (76) 1,177 (1,148) | |
| 薩摩川内市 | 1 (1) | — (—) | — (—) | 3 (3) | 4 (4) 24 (24) | |
| 合計 | 49 (46) | 48 (48) | 5 (5) | 79 (72) | 180 (170) 1,941 (1,897) | |

※鹿児島市の1井戸において概況調査（定点方式）と継続監視調査を重複実施。

① 調査対象市町数

平成31年度 14市7町（平成30年度 10市7町）

② 鹿児島県

概況調査（ローリング方式）は、2年ローリングとしている。

| | |
|-----|---|
| 奇数年 | 18地点(アンダーラインは2地点、他は1地点) 枕崎市, <u>阿久根市</u> , <u>出水市</u> , 指宿市, <u>薩摩川内市</u> , <u>日置市</u> , いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市, 伊佐市, さつま町, 長島町, 大島地区(31年度:徳之島町) |
| 偶数年 | 鹿屋市, 垂水市, 曽於市, 霧島市, 志布志市, 姶良市, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 熊毛地区(30年度:西之表市) |

③ 鹿児島市

概況調査（ローリング方式）は5年ローリングとしている。

※ 旧鹿児島市を31メッシュ、平成16年に合併した5町を9メッシュに分けた合計40メッシュを5年で一巡するよう測定を実施する。なお、一つのメッシュにつき4本程度の井戸を選定する。

(2) 測定項目内訳

| 区 分 | 測 定 項 目 | 平成31年度（計画） | | | | 平成30年度 (計画) | |
|--------|------------------|------------|----------|--------------------|------------|----------------|----------|
| | | 概 況 調 査 | | 汚染井戸 周辺地区 調査 | 継続監視 調査 | | |
| | | 定 点 | ローリング | | | | |
| 金属類 | カドミウム | 9 | 4 8 | 5 | | 6 2 | 6 2 |
| | 全シアン | 2 | 4 8 | | | 5 0 | 5 0 |
| | 鉛 | 1 3 | 4 8 | 5 | 1 | 6 7 | 6 9 |
| | 六価クロム | 9 | 4 8 | 5 | | 6 2 | 6 2 |
| | 砒素 | 1 4 | 4 8 | 5 | 2 4 | 9 1 | 7 7 |
| | 総水銀 | 9 | 4 8 | 5 | | 6 2 | 6 2 |
| | セレン | 4 | 4 8 | 5 | | 5 7 | 5 7 |
| 環境基準項目 | ジクロロメタン | 8 | 4 8 | 5 | 1 2 | 7 3 | 7 2 |
| | 四塩化炭素 | 8 | 4 8 | 5 | 1 2 | 7 3 | 7 2 |
| | 揮発性有機化合物等 | クロロエチレン | | 4 8 | | 4 8 | 6 3 |
| | 1, 2-ジクロロエタン | 8 | 4 8 | 5 | 1 2 | 7 3 | 7 2 |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | 1 0 | 4 8 | 5 | 1 8 | 8 1 | 7 7 |
| | 1, 2-ジクロロエチレン | 1 0 | 4 8 | 5 | 1 8 | 8 1 | 7 7 |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 0 | 4 8 | 5 | 1 8 | 8 1 | 8 0 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 8 | 4 8 | 5 | 1 2 | 7 3 | 7 2 |
| | トリクロロエチレン | 1 2 | 4 8 | 5 | 2 4 | 8 9 | 8 5 |
| | テトラクロロエチレン | 1 0 | 4 8 | 5 | 2 2 | 8 5 | 8 5 |
| | ベンゼン | 8 | 4 8 | 5 | 1 2 | 7 3 | 7 3 |
| | 1, 4-ジオキサン | 6 | 4 8 | | 1 2 | 6 6 | 4 8 |
| 目農薬等 | 1, 3-ジクロロプロペン | 8 | 4 8 | | 1 2 | 6 8 | 6 7 |
| | チウラム | 2 | 4 8 | | | 5 0 | 5 0 |
| | シマジン | 2 | 4 8 | | | 5 0 | 5 0 |
| | チオベンカルブ | 2 | 4 8 | | | 5 0 | 5 0 |
| | P C B | | 3 0 | | | 3 0 | 3 0 |
| 無機物類 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 6 8 | 4 8 | | 6 9 | 1 8 5 | 1 8 0 |
| | ふつ素 | 9 | 4 8 | 5 | 4 5 | 1 0 7 | 1 0 1 |
| | ほう素 | | 4 8 | 5 | 1 | 5 4 | 5 4 |
| 合 計 | | 2 4 9 | 1, 2 7 8 | 9 0 | 3 2 4 | 1, 9 4 1 | 1, 8 9 7 |

(3) 調査機関別内訳

| 調査機関 | 平成31年度(計画) | | 平成30年度(計画) | |
|-------|---|-----|---------------------------------|-----|
| | 調査区分 | 地点数 | 調査区分 | 地点数 |
| 鹿児島県 | 概況調査(定点方式) 18地点:毎年 10地点:隔年 | 28 | 概況調査(定点方式) 18地点:毎年 5地点:隔年 | 23 |
| | 概況調査(ローリング方式) 薩摩半島を中心に調査 | 18 | 概況調査(ローリング方式) 大隅半島を中心に調査 | 18 |
| | 汚染井戸周辺地区調査 | 5 | 汚染井戸周辺地区調査 | 5 |
| | 継続監視調査 10地点:毎年 21地点:隔年 3地点:1回/4年 | 34 | 継続監視調査 12地点:毎年 19地点:隔年 | 31 |
| 国土交通省 | 川内川河川事務所 概況調査(定点方式) | 8 | 概況調査(定点方式) | 8 |
| | 大隅河川国道事務所 概況調査(定点方式) | 5 | 概況調査(定点方式) | 5 |
| 鹿児島市 | 概況調査(定点方式) | 7 | 概況調査(定点方式) | 9 |
| | 概況調査(ローリング方式) | 30 | 概況調査(ローリング方式) | 30 |
| | 汚染井戸周辺地区調査 | 0 | 汚染井戸周辺地区調査 | 0 |
| | 継続監視調査 | 42 | 継続監視調査 | 38 |
| 薩摩川内市 | 概況調査(定点方式) | 1 | 概況調査(定点方式) | 1 |
| | 継続監視調査 | 3 | 継続監視調査 | 3 |
| 合計 | | 180 | | 170 |

※鹿児島市の1井戸において概況調査(定点方式)と継続監視調査を重複実施

(参考) 地下水常時監視の実施状況

水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視の実施状況は下表のとおりである。

| 年度 | 調査市町村数 | 調査井戸数 | 延べ測定項目数 |
|-------|------------|-----------|---------|
| 平成元 | 13市 7町 | 84 (22) | 446 |
| 2 | 13市 11町 | 203 (70) | 1,009 |
| 3 | 13市 11町 | 202 (70) | 1,029 |
| 4 | 13市 11町 | 193 (79) | 940 |
| 5 | 16市 11町 | 193 (59) | 961 |
| 6 | 16市 11町 | 214 (77) | 882 |
| 7 | 16市 10町 | 266 (97) | 1,575 |
| 8 | 16市 10町 | 262 (103) | 1,505 |
| 9 | 16市 15町 | 321 (128) | 1,581 |
| 10 | 15市 16町 | 326 (118) | 1,449 |
| 11 | 16市 13町 | 392 (159) | 1,706 |
| 12 | 17市 16町 | 435 (164) | 1,976 |
| 13 | 17市 22町 2村 | 328 (132) | 1,997 |
| 14 | 15市 17町 1村 | 312 (105) | 1,769 |
| 15 | 17市 21町 4村 | 290 (107) | 1,806 |
| 16 | 14市 19町 | 218 (55) | 1,561 |
| 17 | 11市 8町 | 215 (72) | 1,393 |
| 18 | 9市 11町 | 198 (47) | 1,472 |
| 19 | 12市 7町 | 191 (44) | 2,409 |
| 20 | 8市 10町 | 170 (45) | 1,617 |
| 21 | 15市 6町 | 178 (46) | 1,716 |
| 22 | 11市 7町 | 169 (54) | 1,878 |
| 23 | 15市 3町 | 165 (50) | 1,645 |
| 24 | 9市 8町 | 203 (52) | 2,114 |
| 25 | 15市 3町 | 192 (49) | 1,826 |
| 26 | 12市 7町 | 190 (53) | 1,782 |
| 27 | 16市 6町 | 211 (59) | 1,860 |
| 28 | 9市 8町 | 204 (63) | 1,754 |
| 29 | 16市 6町 | 219 (61) | 2,124 |
| 30 | 10市 7町 | 170 | 1,897 |
| 合計延べ数 | | 6,914 | |
| 合計実数 | 19市 20町 4村 | 3,141 | |

(注) ()内は調査時点での用途が飲用であった数であり、内数で示す。